

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------------|
| 25 | 公的給付の支給等に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

能代市は、公的給付の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

能代市長・能代市教育委員会

公表日

令和7年1月30日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|--|
| ①事務の名称 | 公的給付の支給等に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、特定公的給付を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p><特定公的給付に関する事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金 ・令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金 ・令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金 ・令和3年度新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 ・令和3～4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 ・令和4年度子育て世帯への臨時特別給付金 ・令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金 ・令和4年度エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成金 ・令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 ・令和5年度子育て世帯への臨時特別給付金 ・令和5年度出産・子育て応援給付金 ・令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金 ・令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 ・令和5～6年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 ・令和6年度出産・子育て応援給付金 ・令和6年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 ・令和6年度定額減税補足給付金 |
| ③システムの名称 | 住民税非課税世帯等に対する特別定額給付金システム、子育て世帯への臨時特別給付金システム、生活保護システム、中間サーバーコネクタ、エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成金システム、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム、子育て世帯生活特別給付金システム、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金システム、定額減税補足給付金システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 非課税世帯等に対する特別定額給付金ファイル、子育て世帯臨時特別給付金ファイル、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金ファイル、エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成金ファイル、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金ファイル、出産・子育て生活支援特別給付金ファイル、子育て世帯生活特別給付金ファイル、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金ファイル、定額減税補足給付金ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項及び別表135の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |

| | |
|---------|--|
| ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。)第2条 |
| | 【情報提供の根拠】 なし |

5. 評価実施機関における担当部署

| | |
|----------|-----------------------------|
| ①部署 | 市民福祉部福祉課、市民福祉部子育て支援課、総務部総務課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |

6. 他の評価実施機関

| |
|--|
| |
| |

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

| | |
|-----|--|
| 請求先 | 能代市 企画部 地域情報課 情報化推進係 016-8501 秋田県能代市上町1番3号 電話番号 0185-89-2146 |
|-----|--|

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

| | |
|-----|--|
| 連絡先 | 能代市 企画部 地域情報課 情報化推進係 016-8501 秋田県能代市上町1番3号 電話番号 0185-89-2146 |
|-----|--|

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

| | |
|--------|--|
| 適用した理由 | |
|--------|--|

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|------------------|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <p><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p> |
| いつ時点の計数か | 令和5年5月15日 時点 |

| 2. 取扱者数 | | |
|--|------------|---------------------------------|
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | | 令和5年5月15日 時点 |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 | |
|-------------------|--|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる | |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| | | |
|--|---|---|
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [<input type="checkbox"/>]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [<input type="radio"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [<input type="radio"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input checked="" type="radio"/>]接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [<input type="radio"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [<input type="radio"/>] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [<input type="radio"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 | | [<input type="checkbox"/>]人手を介在させる作業はない |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [<input type="radio"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 公的給付の支給等に関する事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしておらず、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 | |
| 9. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査 | |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [<input type="radio"/> 十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

| | |
|------------------|---|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <p>[9) 従業者に対する教育・啓発]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <p>[十分である] <選択肢></p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | <p>能代市特定個人情報保護管理規程に基づき、下記の対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、特定個人情報を取り扱う職員を事務取扱担当者として指定し、報告すること。 ・各課等の長を情報保護管理者として事務取扱担当者の適切な監督を行うこと。 ・研修計画を策定し、情報保護管理者や事務取扱担当者等に対して研修を行うこと。 また、受講確認を行い、全ての対象職員が受講するための措置を講じていること。 ・府内で漏えい等の事案が発生した場合、再発防止の周知等を行うこと。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|----------------------------------|---|---|------|-----------|
| 令和5年5月17日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、特定公的給付を行う。 ・特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 <p>特定公的給付に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 ・子育て世帯への臨時特別給付金 ・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 | <ul style="list-style-type: none"> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、特定公的給付を行う。 ・特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 <p>特定公的給付に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 ・子育て世帯への臨時特別給付金 ・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 ・エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成金 ・出産・子育て応援給付金 ・子育て世帯生活支援特別給付金 | 事後 | |
| 令和5年5月17日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 住民税非課税世帯等に対する特別定額給付金システム、子育て世帯への臨時特別給付金システム、生活保護システム、中間サーバーコネクタ | 住民税非課税世帯等に対する特別定額給付金システム、子育て世帯への臨時特別給付金システム、生活保護システム、中間サーバーコネクタ、エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成金システム、子育て世帯生活特別給付金システム | 事後 | |
| 令和5年5月17日 | 2. 特定個人情報ファイル名 | 非課税世帯等に対する特別定額給付金ファイル、子育て世帯臨時特別給付金ファイル、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金ファイル | 非課税世帯等に対する特別定額給付金ファイル、子育て世帯臨時特別給付金ファイル、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金ファイル、エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成金ファイル、出産・子育て生活支援特別給付金ファイル、子育て世帯生活特別給付金ファイル | 事後 | |
| 令和5年5月17日 | 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律 第27号)(以下「番号法」という) 第9条第1項、別表第一 第100の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第73条</p> | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律 第27号)(以下「番号法」という) 第9条第1項、別表第一 第101の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第74条</p> | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|-----------|
| 令和5年5月17日 | 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 | 市民福祉部 福祉課、市民福祉部 子育て支援課 | 市民福祉部 福祉課、市民福祉部 子育て支援課、総務部総務課 | 事後 | |
| 令和5年5月17日 | 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か | 1,000人以上1万人未満 | 1万人以上10万人未満 | 事後 | |
| 令和5年5月17日 | 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か | 令和4年2月1日 時点 | 令和5年5月15日 時点 | 事後 | |
| 令和5年6月7日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、特定公的給付を行う。 ・特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 <p>特定公的給付に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 ・子育て世帯への臨時特別給付金 ・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 ・エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成金 ・出産・子育て応援給付金 ・子育て世帯生活支援特別給付金 | <ul style="list-style-type: none"> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、特定公的給付を行う。 ・特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 <p>特定公的給付に関する事務</p> <p>住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金</p> <p>子育て世帯への臨時特別給付金</p> <p>新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金</p> <p>エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成金</p> <p>電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金</p> <p>出産・子育て応援給付金</p> <p>子育て世帯生活支援特別給付金</p> | 事後 | |
| 令和5年6月7日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 住民税非課税世帯等に対する特別定額給付金システム、子育て世帯への臨時特別給付金システム、生活保護システム、中間サーバーコネクタ、エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成金システム、子育て世帯生活特別給付金システム | 住民税非課税世帯等に対する特別定額給付金システム、子育て世帯への臨時特別給付金システム、生活保護システム、中間サーバーコネクタ、エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成金システム、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム、子育て世帯生活特別給付金システム | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|----------------------------------|---|--|------|-----------|
| 令和5年6月7日 | 2. 特定個人情報ファイル名 | 非課税世帯等に対する特別定額給付金ファイル、子育て世帯臨時特別給付金ファイル、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金ファイル、エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成金ファイル、出産・子育て生活支援特別給付金ファイル、子育て世帯生活特別給付金ファイル | 非課税世帯等に対する特別定額給付金ファイル、子育て世帯臨時特別給付金ファイル、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金ファイル、エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成金ファイル、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金ファイル、出産・子育て生活支援特別給付金ファイル、子育て世帯生活特別給付金ファイル | 事後 | |
| 令和5年7月6日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、特定公的給付を行う。 ・特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 特定公的給付に関する事務 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 子育て世帯への臨時特別給付金 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成金 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 出産・子育て応援給付金 子育て世帯生活支援特別給付金 | ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、特定公的給付を行う。 特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 特定公的給付に関する事務 ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 ・子育て世帯への臨時特別給付金 ・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 ・エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成金 ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 ・出産・子育て応援給付金 ・子育て世帯生活支援特別給付金 ・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付 | 事後 | |
| 令和5年7月6日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 住民税非課税世帯等に対する特別定額給付金システム、子育て世帯への臨時特別給付金システム、生活保護システム、中間サーバーコネクタ、エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成金システム、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム、子育て世帯生活特別給付金システム、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金システム | 住民税非課税世帯等に対する特別定額給付金システム、子育て世帯への臨時特別給付金システム、生活保護システム、中間サーバーコネクタ、エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成金システム、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム、子育て世帯生活特別給付金システム、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金システム | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|----------------------------------|--|--|------|-----------|
| 令和5年7月6日 | 2. 特定個人情報ファイル名 | 非課税世帯等に対する特別定額給付金ファイル、子育て世帯臨時特別給付金ファイル、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金ファイル、エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成金ファイル、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金ファイル、出産・子育て生活支援特別給付金ファイル、子育て世帯生活特別給付金ファイル | 非課税世帯等に対する特別定額給付金ファイル、子育て世帯臨時特別給付金ファイル、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金ファイル、エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成金ファイル、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金ファイル、出産・子育て生活支援特別給付金ファイル、子育て世帯生活特別給付金ファイル、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金ファイル | 事後 | |
| 令和6年7月2日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、特定公的給付を行う。 特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 特定公的給付に関する事務 ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 ・子育て世帯への臨時特別給付金 ・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 ・エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成金 ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 ・出産・子育て応援給付金 ・子育て世帯生活支援特別給付金 ・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、特定公的給付を行う。 特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 特定公的給付に関する事務 ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 ・子育て世帯への臨時特別給付金 ・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 ・エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成金 ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 ・出産・子育て応援給付金 ・子育て世帯生活支援特別給付金 ・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 ・定額減税補足給付金 | 事後 | |
| 令和6年7月2日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 住民税非課税世帯等に対する特別定額給付金システム、子育て世帯への臨時特別給付金システム、生活保護システム、中間サーバーコネクタ、エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成金システム、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム、子育て世帯生活特別給付金システム、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金システム | 住民税非課税世帯等に対する特別定額給付金システム、子育て世帯への臨時特別給付金システム、生活保護システム、中間サーバーコネクタ、エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成金システム、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム、子育て世帯生活特別給付金システム、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金システム、定額減税補足給付金システム | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--------------------------------|---|--|------|-----------|
| 令和6年7月2日 | 2. 特定個人情報ファイル名 | 非課税世帯等に対する特別定額給付金ファイル、子育て世帯臨時特別給付金ファイル、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金ファイル、エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成金ファイル、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金ファイル、出産・子育て生活支援特別給付金ファイル、子育て世帯生活特別給付金ファイル、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金ファイル | 非課税世帯等に対する特別定額給付金ファイル、子育て世帯臨時特別給付金ファイル、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金ファイル、エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成金ファイル、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金ファイル、出産・子育て生活支援特別給付金ファイル、子育て世帯生活特別給付金ファイル、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金ファイル、定額減税補足給付金ファイル | 事後 | |
| 令和7年1月30日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | (本文略) <特定公的給付に関する事務> ・令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金 ・令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金 ・令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金 ・令和3年度新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 ・令和3～4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 ・令和4年度子育て世帯への臨時特別給付金 ・令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金 ・令和4年度エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成金 ・令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 ・出産・子育て応援給付金 ・子育て世帯生活支援特別給付金 ・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 ・定額減税補足給付金 | (本文略) <特定公的給付に関する事務> ・令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金 ・令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金 ・令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金 ・令和3年度新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 ・令和3～4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 ・令和4年度子育て世帯への臨時特別給付金 ・令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金 ・令和4年度エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成金 ・令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 ・令和5年度子育て世帯への臨時特別給付金 ・令和5年度出産・子育て応援給付金 ・令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金 ・令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 ・令和5～6年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 ・令和6年度出産・子育て応援給付金 ・令和6年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 ・令和6年度定額減税補足給付金 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-------------------------------------|---|--|------|-----------|
| 令和7年1月30日 | 3. 個人番号の利用 | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律 第27号)(以下「番号法」という) 第9条第1項、別表第一 第101の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第74条</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項及び別表135の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 | 事後 | |
| 令和7年1月30日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <p>番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報照会の根拠】 ・別表第二 第121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第59条の4</p> <p>【情報提供の根拠】 なし</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。)第2条 <p>【情報提供の根拠】 なし</p> <p>【情報照会の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。))」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務」が含まれる項(160の項)</p> | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|----------------------|---------|---|------|-----------|
| 令和7年1月30日 | 8. 人手を介在させる作業 | (新規) | <p>十分である</p> <p>公的給付の支給等に関する事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 | 事後 | |
| 令和7年1月30日 | 9. 監査 | []内部監査 | [○]内部監査 | 事後 | |
| 令和7年1月30日 | 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | (新規) | <p>9)従業者に対する教育・啓発</p> <p>十分である</p> <p>能代市特定個人情報保護管理規程に基づき、下記の対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、特定個人情報を取り扱う職員を事務取扱担当者として指定し、報告すること。 ・各課等の長を情報保護管理者として事務取扱担当者の適切な監督を行うこと。 ・研修計画を策定し、情報保護管理者や事務取扱担当者等に対して研修を行うこと。 また、受講確認を行い、全ての対象職員が受講するための措置を講じていること。 ・府内で漏えい等の事案が発生した場合、再発防止の周知等を行うこと。 | 事後 | |